

町民課からのお知らせ

TEL 0493-62-2154

産前産後期間の国民年金保険料が免除になります！

対国民年金第一号被保険者の方
届出時期
出産予定日の6か月前から届出可能

産前産後期間の取扱い

産前産後として認められた期間は保険料を納付されたものとして、老齢基礎年金の受給額に反映されます。
※日本年金機構ホームページにも制度の詳細を掲載しております。

継続免除を申請されている方で、配偶者状況が変更された場合はお申出ください。

年金保険料の全額免除または納付猶予の承認を受け、翌年度以降も全額免除又は納付猶予の申請を希望している方については、婚姻や離婚等により配偶者の状況に変更があった場合には日本年金機構への届け出が必要になります。申請書などの年金関係の届出にマイナンバーの利用で、添付書類が省略できる場合があります。

岡川越年金事務所
TEL 049-242-2657



▲ホームページ▲

令和7年度 高齢者外出支援タクシー助成券を交付します

問 長生きがい課 TEL 0493-62-0718

高齢者の日常生活の利便性の向上と社会参加の促進を図るため、タクシー料金の一部を助成しています。

対 町内に住所があり、運転免許証を所有しない(運転免許証の失効者を含む)70歳以上の方。(令和7年度中に70歳になる方も対象となります。)

※軽度及び重度の障害がある方は障害者等および重度心身障害者福祉タクシー助成券と高齢者外出支援タクシー助成券のどちらかを選べます。

助成内容

- ▶ 1枚につき500円の助成券を1か月当たり3枚～4枚、年度末までの分を一括交付します。
- ▶ 助成券は年1回申請できます。
- ▶ 有効期限は、令和8年3月31日です。

交付枚数(年齢は令和7年度基準)

- ▶ 75歳以上の方は4枚/月
 - ▶ 70歳～74歳の方は3枚/月
- (例：4月申請71歳の場合、12か月×3枚=36枚 ※申請月が遅くなると、交付枚数も少なくなります。)

申請手続き

原則郵送とします。申請書が3月14日までに到着した分については、3月下旬に助成券を郵送します。その後は申請書の到着から10日程度で郵送しますので余裕をもって申請してください。

申請書は、広報2月号差込、またはホームページからダウンロードできます。

高齢者の運転免許証自主返納を支援しています

問 長生きがい課 TEL 0493-62-0718

運転に不安を感じた高齢者の自主的な運転免許証の返納を促し、高齢者運転者による交通事故の防止を図るため、運転免許証自主返納支援をしています。

対 町内に住所がある70歳以上(返納時)の方で、運転免許証を自主返納後してから6か月を経過していない方

支援内容

- ▶ タクシー助成券15枚(1枚500円、1回に複数枚利用可、1年間有効)
- ▶ 運転経歴証明書の交付手数料の一部(1,000円)の助成

申請に必要なもの

▶ 運転免許の取消通知書の写し(警察署等の窓口で免許証を返納すると交付されます。)

※運転経歴証明書の発行を受けた方のみ、次の書類が必要です。

- ▶ 運転経歴証明書と交付手数料領収書
- ▶ 振込先の口座番号がわかるもの



▲ホームページ▲

療養費の支給

次の場合には、いったん全額自己負担となりますが、後日、国民健康保険担当窓口へ申請し、審査決定されれば、自己負担分を除いた額があとから支給されます。

- ▼ 急病等やむを得ない事情で、国保を扱っていない医療機関にかかったり、保険証を持たずに治療を受けたとき
- ▼ コルセットなど治療用装具を購入したとき(医師が認めた場合)
- ▼ 海外滞在中に急病で医療機関にかかったとき(海外療養費)

申請に必要なもの

保険証・本人確認書類・振込先がわかるもの・診療内容明細書・領収書・医師の意見書など、申請内容によって異なりますので、担当までお問合せください。

要予約マイナンバーカード手続きのための特別開庁

3月22日(土) 9時～12時
マイナンバーカードの申請、受領、電子証明書の更新業務を行います。窓口で申請用の写真撮影のサービスも提供します(無料)。

平日の業務時間内のご来庁が難しい方は、この機会をぜひご利用ください。お電話での予約をお願いします。

福祉課からのお知らせ

TEL 0493-62-0716

重度心身障害者福祉タクシー助成券・障害者等タクシー助成券

○ 重度心身障害者福祉タクシー助成券
重度の障害のある方に令和7年度タクシー利用券(1枚500円48枚綴)を交付しますので、ご希望の方は申請してください。令和6年度の利用券(橙色)の有効期限は3月31日までです。

利用していない券は返却ください。
対 身体障害者手帳1～3級または療育手帳○A～B
持参するもの 手帳
受付 3月24日(月)から

障害者等タクシー助成券

○ 障害者等タクシー助成券
軽度の障害がある方に令和7年度障害者等タクシー利用券(1枚500円48枚綴)を交付いたしますので、ご希望の方は申請してください。

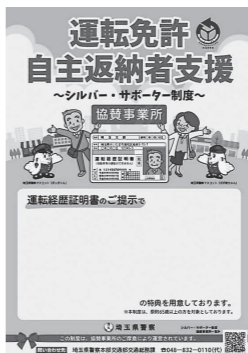
令和6年度の利用券(うぐいす色の有効期限は3月31日までです。利用していない券は返却ください。

対 町内に住所があり次の手帳等をお持ちの方

運転免許証返納をお考えの方へ「シルバー・サポーター制度」のご案内～埼玉県警察からの支援～

シルバー・サポーター制度

協賛事業所で「運転経歴証明書」を提示すると、様々な特典が受けられるサービスです。運転免許証を自主的に返納した高齢者(原則65歳以上)の方への生活支援を目的としています。使える店舗や施設は、次のポスターやステッカー、ロゴマークが目印です。



特典の例

- ① タクシー運賃10%割引
(森林公園交通、観光タクシー、イグチ交通、東松山交通等で利用可能。他の割引との併用不可の場合あり)
- ② メガネ、サングラス、補聴器、店頭価格より5%引き(アイメガネ嵐山パイパス店で利用可能。他の値引きとの併用不可)

協賛事業所はこちらで確認できます
シルバー・サポーター制度について
(埼玉県警ホームページ)はこちら▶

